

可児市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年12月3日

可児市農業委員会

可児市農業委員会は農業委員会等に関する法律第7条に基づき、次のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定める。

なお、この指針は「農林水産省・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年（2023年）を目標とする。

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成30年4月)	1,116 ha	11.8 ha	1.06 %
目 標 (平成35年(2023年)3月)	1,072 ha	5.9 ha	0.55 %

【目標設定の考え方】

平成35年（2023年）3月までに、遊休農地面積を半減させることを目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み

- 利用状況調査や利用意向調査を通じて農地相談を行う。
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の日常活動を通じ、地区内における耕作状況の把握と借り手の発掘を図る。
- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類に区別された荒廃農地については、「非農地判断」を実施し、守

るべき農地を明確にする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成 30 年 4 月)	1,116 ha	129 ha	11.56 %
目 標 (平成 35 年(2023 年) 3 月)	1,072 ha	429 ha	40.02 %

【目標設定の考え方】

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、担い手の集積目標を平成 35 年度（2023 年度）までに全農地の 80%としているが、本市の集積状況を勘案した。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

○農業会議、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、農業の存続が難しい農家の意向を把握し、農地中間管理事業等を活用するなど、農地の利用集積を図る。

○ 農業委員、農地利用最適化推進委員の日常活動を通じ、農地利用の集積・集約化の普及に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人等）
現 状 (平成 30 年 4 月)	12 人	8 団体
目 標 (平成 35 年(2023 年) 3 月)	14 人	10 団体

【目標設定の考え方】

新規参入は、2年間で1人・1法人等の新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 農業会議、農地中間管理機構、農協等の関係機関と連携し、新規参入希望者の把握と相談対応により新規参入の促進を図る。
- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の促進を図る。

4 その他

この指針は、推進状況を検証する中で、必要に応じて目標値を見直すものとする。